



介護力の記載についてのお願い

今回は審査会がみる特記事項のポイントのひとつをお伝えしたいと思います！

まずは **タイトルにある介護力って??**

介護力とは、同居者の有無や既往歴など対象者に対する現在の介助の方法のことになります。

調査員は、認定調査を通じて、目で見て・感じて、その対象者の生活を知ることができます。でも、審査会委員は調査票と特記事項、主治医意見書という書面でしか情報を得ることができません。

そこで 審査会委員に **具体的に・わかりやすく**

対象者の生活の状況を伝えることができるものが、**介護力**になります。

事例

- ① 3日に1回自宅で一人で入浴している。洗身は自分でできている。「介助されていない」
- ② 独居だが3日に1回娘が訪問して支援している。一人だけでの入浴は不安なので、娘の訪問に合わせて入浴するが、自分で洗身している。「介助されていない」

①と②、どちらがより状況が伝わりましたか?? ②の方が伝わった気がしませんか??

介護力が記載されているかどうかで、想像力がパワーアップできると思います!!

でも、すべての項目の特記事項に介護力を記載するわけにはいかないですよね??

そこで! **1-1の項目を記入する 前に 介護力を記載をおねがいします!!**

介護力を一番最初に読むとより対象者の生活状況を想像しやすくなります。

これまでは、概況調査に介護力を記載していただきましたが、概況調査は審査会委員には配布されていない資料です・・・

介護力の記載を審査会委員にぜひ読んでいただきたいので、これからは1-1の項目の前に介護力を記載してください☆

概況調査には、現在利用しているサービスの詳細や申請理由などを記載ください!

エコ活動中! ペーパーレスにご協力お願いいたします!!

現在は特記事項も白紙の紙を調査票と同封しておりますが、ペーパーレス推進のため、送付の必要がない事業所はご連絡ください。

2017年5月発行

